

三芳町浄化槽法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43条。以下「法」という。)

の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の設置等の届出)

第2条 法第5条第1項及び浄化槽工事の技術上の基準及び設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省令・建設省令第1号。以下「厚生省令・建設省令」という。)第3条第1項又は第4条第1項の規定により知事に提出する届出書は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号。以下「条例」という。)第2条の規定により町長に提出するものとする。この場合において、当該届出書中「都道府県知事」とあるのは「三芳町長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により町長に提出する届出書には、埼玉県建築基準法施行細則(昭和36年埼玉県規則第15号)第6条第1項第3号に規定する調書を添付するものとする。

(浄化槽の使用開始等の報告書)

第3条 次の各号に掲げる報告書は、それぞれ当該各号に定める様式により町長に提出するものとする。

(1) 法第10条の2第1項の規定による報告書 三芳町浄化槽使用開始報告書(様式第1号)

(2) 法第10条の2第2項の規定による報告書 三芳町浄化槽技術管理者変更報告書(様式第2号)

(3) 法第10条の2第3項の規定による報告書 三芳町浄化槽管理者変更報告書(様式第3号)

(浄化槽の使用廃止の届出)

第4条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、三芳町浄化槽使用廃止届出書(様式第4号)により、当該廃止の日から30日以内に、その旨を町長に届け出るものとする。

(浄化槽の使用開始等の報告書の提出部数)

第5条 厚生省令・建設省令第3条第1項若しくは第4条第1項又は前2条の規定により町長に提出する報告書又は届出書の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。